

## 結婚して新生活を始める方を 応援します

有田町では、新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、  
住居費や引っ越し費用、リフォーム費用の一部を補助します。

### ●対象となる世帯（以下の条件がすべて当てはまる方）

#### 婚姻

- ◎令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に、婚姻届を提出して受理された婚姻時、夫婦共に**39歳以下**

#### 所得

- ◎夫婦の合計所得が**500万円未満**  
（奨学金の返済額を控除可）

※年収＝所得ではありません。会社員（給与収入の方）の場合、年収670万円相当が目安になります。

#### 補助金額

- 夫婦共に婚姻日における年齢が **29歳以下** …… 1世帯あたり上限**60万円**  
**39歳以下** …… 1世帯あたり上限**30万円**

※令和5年度に補助金を受給し、その受給額が上限額に達していない世帯も、補助制度の対象となります。  
その際の補助上限額は、上限額から令和5年度に受給した額を控除した額となります。

#### 対象 事業期間

- ◎支払期間が、令和6年4月1日～令和7年3月31日までに実施  
（婚姻前の住宅購入、リフォームについては婚姻日から1年以内に取得・実施したもの）

#### その他

- ◎夫婦ともに町税等の滞納がない
- ◎過去にこの制度に基づく補助を受けていない
- ◎夫婦及び同居する世帯全員が暴力団員ではない

### ●補助金額 住宅の取得費または賃借費、リフォーム費、引越し費用

対象経費	対象となるもの	対象とならないもの
取得費	住宅の購入費	土地の購入費
賃借費	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代・保険料・更新手数料・清掃代・鍵交換代
リフォーム費用	住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事	倉庫、車庫に係るもの、門、フェンス又は植栽等の外構に係るもの、エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用
引越費用	引越し業者や運送業者へ支払った場合	レンタカーを借りた場合 自身や友人等をお願いした場合

### ●支払期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

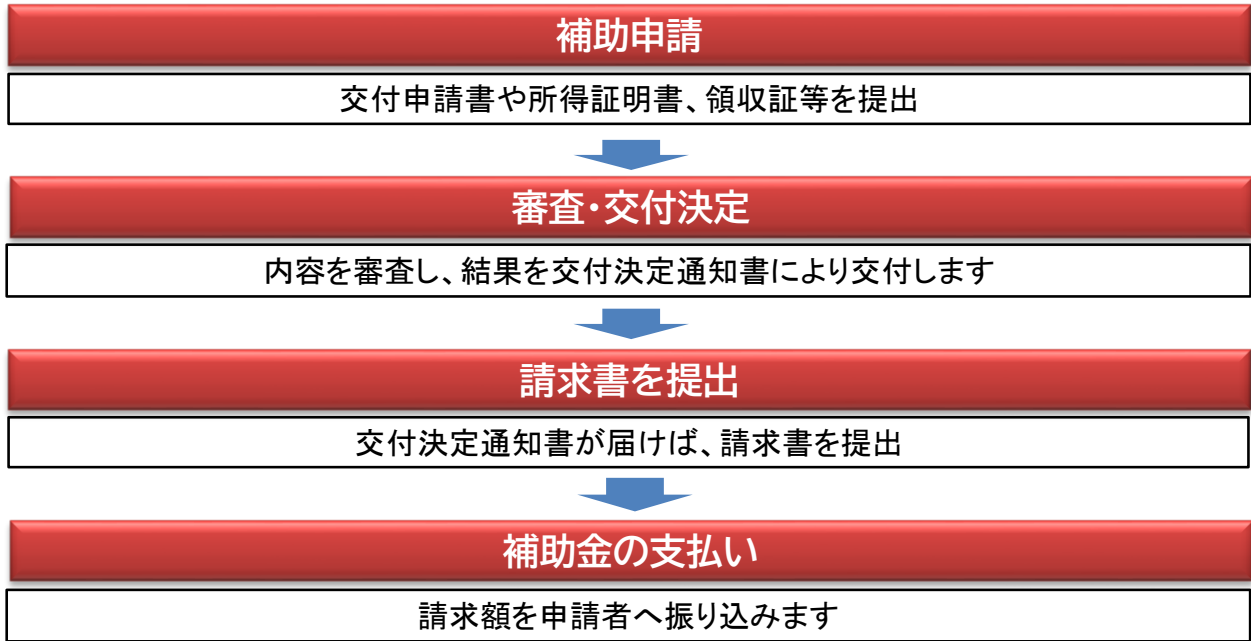
### ●申請期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

対象要件等ご不明の点は  
お気軽にお問い合わせください！



有田町役場まちづくり課（庁舎3階）  
電話：0955-46-2990  
メール：machidukuri@town.arita.lg.jp

## ●手続きの流れ



## ●必要書類

チェック	書類
①	有田町結婚新生活支援事業補助金交付申請書〈様式第1号〉
②	婚姻届受理証明書(又は婚姻後の戸籍謄本)
③	世帯全員の住民票の写し
④	夫婦双方の所得証明書
⑤	世帯全員の納税証明書
⑥	住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し ※住宅を取得又はリフォームした場合
⑦	住宅の賃貸契約書の写し ※住宅を賃借している場合
⑧	住宅の取得費や賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し ※住居費を申請する場合
⑨	引越しに係る領収書の写し ※引越し費用を申請する場合
⑩	住宅手当支給申請書〈様式第2号〉 ※住居費を申請する場合
⑪	貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※貸与型奨学金を返済している場合
⑫	誓約書兼同意書
⑬	結婚新生活支援事業に関するアンケート(結果を県・国へ報告するため)

※上記以外にも、町長が必要と認める書類をご提出いただく場合があります。

## ■補助金の算出例

夫(世帯主28歳、所得280万円)、妻(27歳、所得100万円)  
 ※令和6年4月1日に婚姻届を提出し受理され、町内の賃貸物件に引っ越した場合

- ①婚姻を機に新たに住宅を賃貸した際の費用  
 月額家賃50,000円、共益費3,000円×12か月、敷金・礼金100,000円、  
 勤務先からの住宅手当10,000円  
 $(50,000円 - 10,000円 + 3,000円) \times 12\text{か月}(4\text{月} \sim 3\text{月}) + 100,000円 = 616,000円 \dots (\text{ア})$
- ②住居への引越し費用  
 引越し業者への経費 50,000円  $\dots (\text{イ})$  ※ $(\text{ア}) + (\text{イ}) = 666,000円$

この場合の補助金額は、上限の600,000円となります。